

福岡県医発第949号（総）

平成17年8月12日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 竹 嶋 康 弘



疫学研究に関する倫理指針の改正について

標記の件につきまして、日本医師会を通じ、厚生労働省医政局長より別添のとおり通知がまいりました。

この度、「介護保険法等の一部を改正する法律」の施行等に伴い、表現の適正化が行われたものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、会員への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

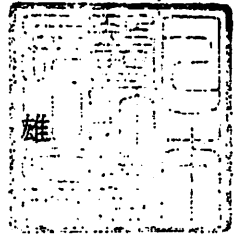
小郡三井医師会より

担当理事 永田正和

日医発第 387 号 (庶 64)
平成 17 年 8 月 9 日

都道府県医師会長 殿

日 本 医 師 会
会長 植 松 治



疫学研究に関する倫理指針の改正について

標記の件について、別添写しのとおり平成 17 年 8 月 2 日付（医政発第 0802014 号）文書にて、厚生労働省医政局長より通知がありました。

御了知願うとともに、貴会会員並びに関係各方面に対しての御周知方をお願い申し上げます。



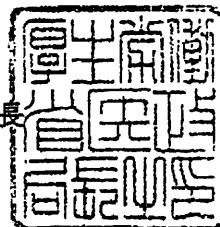


医政発第0802014号

平成17年8月2日

社団法人日本医師会 殿

厚生労働省医政局長



疫学研究に関する倫理指針の改正について

標記について、別紙のとおり、厚生労働省大臣官房厚生科学課長より、当職あてに通知されたのでお知らせする。

ついては、貴法人において疫学研究が行われている場合には、これらの研究に携わる全ての者に対し、別紙通知の周知をお願いする。

別紙

平成17年6月29日

科発第0629005号



内部部局の長

社会保険庁総務部総務課長

殿

厚生労働省大臣官房厚生科学課長

疫学研究に関する倫理指針の改正について

疫学研究については、「疫学研究に関する倫理指針（平成16年文部科学省・厚生労働省告示第1号）」（以下「新指針」という。）により、その適正な実施を図っているところであるが、「介護保険法等の一部を改正する法律」（平成17年法律第77号）の施行等に伴い表現の適正化の必要が生じたことから、別添のとおり、当職及び文部科学省研究振興局長の連名による通知（以下「連名通知」という。）を発出したところである。このため、貴職所管の関係団体等において疫学研究が行われている場合には、当該疫学研究に携わる者に対し、連名通知の周知をお願いする。

別 添

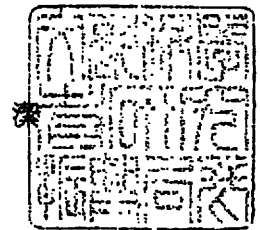


平成17年6月29日
17文科振第345号
科発第0629001号

関係試験研究機関の長
大学等の長
関係学会の長
都道府県知事
特別区の長
保健所設置市の長

殿

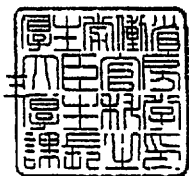
文部科学省研究振興局長
清水



(印影印刷)

厚生労働省大臣官房厚生科学課長

上田 博



(印影印刷)

疫学研究に関する倫理指針の改正等について

疫学研究については、「疫学研究に関する倫理指針（平成16年文部科学省・厚生労働省告示第1号）」（以下「新指針」という。）により、その適正な実施を図っているところであるが、「介護保険法等の一部を改正する法律」（平成17年法律第77号）（以下「法」という。）の施行等に伴い表現の適正化の必要が生じたことから、下記のとおり通知する。

1 法の施行等に伴う改正について

- (1) 第1 基本的考え方 3 研究者等が遵守すべき基本原則 (3)インフォームド・コンセンツの受領に関する細則の一部を次のように改正する。

＜インフォームド・コンセンツの受領に関する細則＞中「第4の9 (10) ③」を「第4の9 (10) ②」に改める。

- (2) 第3 インフォームド・コンセンツ等 7 研究対象者からインフォームド・コンセンツを受ける手続等 (2)観察研究を行う場合に関する細則の一部を次のように改正する。

＜インフォームド・コンセンツを受けない場合において、当該研究の実施について公開すべき事項に関する細則＞中「第4の9 (10) ③」を「第4の9 (10) ②」に改める。

- (3) 第3 インフォームド・コンセンツ等 8 代諾者等からインフォームド・コンセンツを受ける手続に関する細則を次のように改正する。

＜代諾者等からのインフォームド・コンセンツに関する細則＞中「痴呆」を「認知症」に改める。